

（校庭夜間照明設備利用については、別に定めます。）

この要領は、地区学校開放事業を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

また、申請に際しては、代表者および使用責任者（ともに成人に限る）を選任する必要があります。

申請書の提出日時及び場所は、【別表第1】のとおりですが、地区によって異なるため、詳細については、直接各地区実施委員会に確認ください。なお、連絡先はスポーツ×ライフ課で確認できます。

※使用責任者は、地区実施委員会の管理指導員として、使用団体及び使用施設の管理指導にあたります。

※渋谷中学校の武道場の使用については管理者が異なるため、登録や申請方法についてはスポーツ×ライフ課までお問合せください。

（大和市役所スポーツ×ライフ課 046-260-5762）

（３）登録の承認

スポーツ×ライフ課は、地区実施委員会から提出された書類に基づき、利用者登録（団体）手続きを行い、利用者登録を承認したときは「学校開放利用者登録決定通知書」により、申請者に通知します。

（４）登録の変更・抹消

利用者登録の承認を受けた者（団体）は、登録事項に次のような変更が生じたとき、又は、学校施設を使用しないこととなったときは、速やかに「学校開放利用者登録申請書」により、変更又は抹消の申請を登録先の地区実施委員会にしてください。

- ① 団体名、団体代表者や使用責任者が変わった場合（住所、連絡先の変更含む）
- ② 団体構成員が変わった場合

（５）利用者登録の有効期間

利用者登録の有効期間は、承認をした日から２年間となります。ただし、教育委員会が定める登録期間の途中で新規登録又は更新、変更の登録を行う場合は、次の更新までの残りの期間となります。

更新を希望する場合には、有効期間満了の１カ月前までに、再度、「学校開放利用者登録申請書」に「学校開放利用者登録団体構成員名簿」を添付し、申請が必要です。

また、全額減免適用の利用者登録団体については、構成員数や学年の確認のため、毎年１回「学校開放利用者登録申請書」に「学校開放利用者登録団体構成員名簿」を添えて提出が必要です。（年度初めにスポーツ×ライフ課からご案内いたします。）

※登録承認後２年経過し、更新手続きがない場合、登録は自動的に抹消されます。

（６）登録団体が使用できる学校

登録できる地区は、市内の１１の地区のうち１地区に限られ、使用できる学校は地区ごとに決まっています。１１の地区とそれぞれの地区において使用できる学校は、【別表第１】のとおりです。

4. 使用許可等

(1) 使用許可

学校施設を使用する者（団体）は、大和市教育委員会あてに「学校開放施設使用申請書」により申請し、教育委員会の許可（使用許可）を受けなければなりません。

(2) 申請方法

団体登録した地区実施委員会に「学校開放施設使用申請書」を提出します。申請書は、地区実施委員会から配布します。

申請書の提出は、使用日の属する月の前々月（2カ月前）で、提出日時及び場所は【別表第1】のとおりです。なお、その後において使用可能日がある場合は、使用日の5日前まで、随時、追加申請ができます。地区実施委員会へ申し出てください。

ただし、渋谷中学校武道場の使用に係る申請については、使用日の属する月の前月の初日から使用日の5日前までとなります。

(3) 使用承認

スポーツ×ライフ課は、地区実施委員会から使用申請書受領後、申請書類を確認し、施設使用の承認をしたときは、申請者に「学校開放施設使用決定通知書」及び「納入通知（納付）書兼領収書」（全額減免団体は除く）を送付します。

(4) 当日の使用について

- ① 使用にあたっては管理指導員の指示に従い、安全面に十分配慮して、適正に利用してください。
- ② 使用時間は厳守してください。
- ③ 使用責任者は、施設使用后、「学校開放施設使用報告書」（B6 版）に必要事項を記入し、地区実施委員会の指示する場所へ提出してください。

(5) 使用予定の取り消し（キャンセル）等

- ① 利用団体の都合により、使用予定を取り消しする場合は、その理由もあわせて必ず地区実施委員会へ連絡してください。
- ② 校庭利用にあたっては、前日や当日の雨天等により、使用することで校庭環境が悪化し、使用後の整備を行っても適正な状態に復することが困難と思われるときは、使用責任者の判断で使用を中止してください。
- * 使用場所が学校施設であることを踏まえ、学校教育に支障がないよう十分配慮のうえ、現場の状況で慎重に判断してください。
- ③ 使用予定の取り消しの連絡を怠った場合や、校庭の無理な使用による校庭環境の悪化等で学校教育に支障を及ぼした場合には、以後の使用をお断りする場合があります。

(6) 使用許可等の取り消し

次のいずれかに該当する場合、利用者登録及び使用許可を取り消します。

- ① 虚偽の申請により利用者登録又は使用許可を受けたことが判明した場合
- ② 管理上必要な条件に違反した場合
- ③ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になると認めた場合
- ④ 条例、条例施行規則に違反した場合
- ⑤ 施設使用料を滞納している場合
- ⑥ 営利を目的とした活動の場合
- ⑦ その他教育委員会が管理上支障があると認めた場合

- ・ 政治（公職選挙法に基づく行為は除く）・宗教を目的とする行為
- ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがある行為

また、使用許可後であっても災害・学校行事・学校施設工事・公的行事等の都合により、急きょ使用を中止又は使用日を変更していただく場合がありますのでご承知おきください。

(7) 使用にあたっての許可条件及び遵守事項

- ① 団体代表者及び使用責任者は、常に学校施設の善良な使用者としての責任を自覚し、次のことを遵守すること
 - ・ 使用者の権利を他に譲渡しない
 - ・ 使用の目的以外の目的で使用しない
 - ・ 使用に際し、火気は使用しない
 - ・ 原則として学校敷地内の駐車場は使用しない
 - ・ 自動車を学校の周辺道路には駐車しない
 - ・ 指定された門以外からの出入りはしない
 - ・ 許可された施設以外への出入りはしない
 - ・ 使用許可のない学校備品等は使用しない（ストーブなど）
 - ・ ごみ類（びん、かん類等）は、そのつど持ち帰る
 - ・ 体育館では、体育館専用のシューズを使用し、諸器具の運搬には、床、壁等の保護に注意する
 - ・ 小学校の校庭では、金属製スパイクを使用しない
 - ・ 使用後は整理、整頓、清掃、戸締り、整地、消灯（電源を切る事などを含む）、施錠をする
 - ・ 負傷の事故に対しては、使用団体の責任において適切な措置をとる
 - ・ 使用により施設、設備、器具等の破損が生じた場合は、使用団体が責任を持って速やかに原状に復する（利用団体の責によらない破損を除く）
 - ・ 学校関係職員に負担になること、迷惑になることは絶対にしない
 - ・ 緊急その他やむを得ない場合を除き、外部から学校へ電話をかけない
 - ・ 騒音、暴力等、他人に迷惑となる行為をしない
 - ・ ルールに基づきスポーツを行い、危険な行為はしない

- ② つきみ野・鶴間・南林間・渋谷・下福田の各中学校は、ドクターヘリの臨時離着陸場に指定されています。使用中の団体は、救命活動の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。
 - ③ 大和市立学校施設使用条例施行規則及び大和市立学校運動施設使用に関する要綱を遵守すること。
 - ④ 地震、台風等による災害で、本市から避難生活施設として開設された学校については、直ちに使用を中止してください。
 - ⑤ 大和市路上喫煙の防止に関する条例第 6 条に基づき、学校敷地内及びその周辺地域は、路上喫煙禁止区域であるため、使用者による喫煙は禁止です。
- ※ 以上の遵守事項に違反、若しくは地区実施委員会による注意が守られない場合は、以後の使用を中止、又は団体登録を取り消す場合があります。

5. 使用料

(1) 使用料

施設／使用時間	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
体育館・武道場	1時間につき200円	1時間につき275円
校庭	1時間につき 75円	

(2) 使用料の減免

中学生以下が構成員の過半数を占める登録団体の使用料は、全額減免（無料）となります。

(3) 使用料の納付

学校開放施設の使用を承認した団体には、「学校施設使用決定通知書」とあわせて「納入通知（納付）書兼領収書」を送付します。

使用日の5日前までに、金融機関（郵便局不可）又はスポーツ×ライフ課で使用料をお支払いください。

※納入通知書がお手元に届いた後のキャンセル等については、次の還付基準（要領5－（4））に該当であっても、使用料金は一旦納付が必要になります。還付基準に該当の場合は手続きに従って返金いたします。

(4) 使用料の還付基準

- ① 学校行事又は天候等、使用者の責任によらない理由により使用することができない場合

※ 天候等：大雨、大雪等の警報発令時、台風発生時、積雪や冬場の校庭の凍結、悪天候による校庭不良、WBGT（暑さ指数）28以上の場合 など

- ② 使用日の5日前までに取り消しを地区実施委員会に申し出た場合
- ③ ②を除き、使用日までに取り消しを地区実施委員会に申し出た場合で、スポーツ×ライフ課が還付するに足りる正当な理由があると認めた場合

(5) 使用料の還付申請

前項の還付基準に該当があった場合は、地区実施委員会又はスポーツ×ライフ課から「学校開放施設使用料還付申請書」と「請求書」を団体代表者あてに送付しますので、必要事項を記入し、期限までにスポーツ×ライフ課へ提出してください。(郵送可)

6. その他

(1) スポーツ傷害保険等の加入

使用団体は、スポーツ事故救済のため、スポーツ傷害保険等に参加してください。

(2) 使用に伴う自己負担

施設に整備されている用具以外の用具及び消耗品は、自己負担してください。

【別表第1】

地区別使用可能学校及び各種申請書類提出日時・場所

地区名	使用できる学校	提出日時	提出場所	
大 和 北	北大和小学校 つきみ野中学校 鶴間中学校	毎月最終日曜日 午前 10 時～午後 4 時	つきみ野中学校内管理指導室	
中央林間	中央林間小学校 緑野小学校	毎月最終土曜日 午前 9 時 30 分～正午	中央林間連合自治会館	
南 林 間	林間小学校 南林間小学校 南林間中学校	毎月最終日曜日 午後 7 時	南林間自治会連合会会館	
西 鶴 間	西鶴間小学校 大野原小学校	毎月最終日曜日 午前 10 時～正午	西鶴間小学校内管理指導室	
大 和	大和小学校 大和中学校	毎月第 4 日曜日 午後 7 時まで	大和小学校内管理指導室	
草 柳	草柳小学校 文ヶ岡小学校	毎月最終日曜日 午前 10 時～正午	草柳小学校内管理指導室	
深 見	深見小学校 大和東小学校 光丘中学校	毎月最終日曜日 午前 10 時	深見小学校内管理指導室	
柳 橋	柳橋小学校 引地台小学校 引地台中学校	毎月最終日曜日 午前 10 時まで	柳橋小学校内管理指導室	
桜 丘	桜丘小学校 福田小学校 上和田中学校	毎月最終土曜日 午前 9 時～午後 5 時	桜丘小学校内管理指導室	
渋 谷 東	渋谷小学校 上和田小学校 渋谷中学校 (武道場を除く)	毎月 25 日 午後 5 時まで	渋谷小学校 校庭	管理指導室
			渋谷小学校 体育館	体育館内ポスト
			上和田小学校	体育館横 小屋のポスト
			渋谷中学校	管理指導室
渋 谷 西	下福田小学校 下福田中学校	毎月第 4 金曜日 午後 5 時まで	下福田小学校内管理指導室	

【別表第2】

学校別学校開放使用許可種目

学 校 別	使用許可種目	
	校 庭	体 育 館
北 大 和 小	ソフトボール、少年野球、サッカー、 陸上競技、グラウンド・ゴルフ、 レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、軽スポーツ、 ミニバスケ、その他室内種目
中央林間小	ソフトボール（練習）、少年野球、 サッカー、陸上競技、 グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、剣道、 空手、軽スポーツ、ミニバスケ、 その他室内種目
緑 野 小	ソフトボール（練習）、少年野球、 サッカー、陸上競技、 グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、軽スポーツ、ミニバス ケ、その他室内種目
林 間 小	ソフトボール、少年野球、サッカー、 陸上競技、グラウンド・ゴルフ、 レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、剣道、 空手、軽スポーツ、ミニバスケ その他室内種目
南 林 間 小	少年ソフトボール、少年サッカー、 陸上競技、グラウンド・ゴルフ、 レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケ その他室内種目
西 鶴 間 小	ソフトボール（練習）、サッカー、 陸上競技、グラウンド・ゴルフ、 レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケ その他室内種目
大 野 原 小	少年ソフトボール、少年サッカー、 陸上競技、グラウンド・ゴルフ、 レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケ その他室内種目
大 和 小	ソフトボール、少年野球、サッカー、 陸上競技、グラウンド・ゴルフ、 レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケ その他室内種目
草 柳 小	ソフトボール、少年野球、サッカー、 陸上競技、グラウンド・ゴルフ、 レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、剣道、 空手、軽スポーツ、ミニバスケ、 その他室内種目
文ヶ岡小	ソフトボール（練習）、少年野球（練習）、 サッカー、陸上競技、 グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、剣道、 空手、軽スポーツ、ミニバスケ、 その他室内種目

学 校 別	使用許可種目	
	校 庭	体 育 館
深 見 小	少年ソフトボール、少年野球（練習）、少年サッカー、陸上競技、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケット、その他室内種目
大 和 東 小	少年ソフトボール、少年野球、少年サッカー、陸上競技、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケット、その他室内種目
柳 橋 小	少年ソフトボール、少年野球、少年サッカー、陸上競技、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケット、その他室内種目
引 地 台 小	ソフトボール、少年野球、サッカー、陸上競技、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケット、その他室内種目
桜 丘 小	ソフトボール、少年野球、サッカー、陸上競技、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケット、その他室内種目
福 田 小	ソフトボール、少年野球、サッカー、陸上競技、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケット、その他室内種目
渋 谷 小	ソフトボール、少年野球、サッカー、陸上競技、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケット、その他室内種目
上 和 田 小	ソフトボール（練習）、少年野球（練習）、サッカー、陸上競技、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケット、その他室内種目
下 福 田 小	ソフトボール（練習）、少年野球、サッカー、陸上競技、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケット、その他室内種目

学 校 別	使用許可種目	
	校 庭	体 育 館・武 道 場(*1)
つきみ野中	中学校の校庭は、部活動で使用するため、原則、開放不可となります。 (*2) 校庭夜間照明設備のある渋谷中学校は、夜間の開放あり。(別に定める「校庭夜間照明設備利用要領」を参照)	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、柔道、軽スポーツ、バスケットボール、その他室内種目
鶴 間 中		バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、バスケットボール、その他室内種目
南 林 間 中		バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、バスケットボール、その他室内種目
大 和 中		バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、バスケットボール、その他室内種目
光 丘 中		バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、柔道、軽スポーツ、バスケットボール、その他室内種目
引 地 台 中		バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、バスケットボール、その他室内種目
上 和 田 中		バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、バスケットボール、その他室内種目
渋 谷 中 (*2)		バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、柔道、バスケットボール その他室内種目
下 福 田 中		バレーボール、バドミントン、剣道、空手、柔道、軽スポーツ、バスケットボール、その他室内種目

(*1) 武道場については、利用できない種目があります。(例：バレーボール、バスケットボール等)

平成 19 年 4 月 1 日 制 定
平成 19 年 10 月 1 日 一部改正
平成 20 年 4 月 1 日 一部改正
平成 21 年 4 月 1 日 一部改正
平成 22 年 4 月 1 日 一部改正
平成 23 年 4 月 1 日 一部改正
平成 24 年 4 月 1 日 一部改正
平成 25 年 4 月 1 日 一部改正
平成 26 年 4 月 1 日 一部改正

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正
平成 28 年 4 月 1 日 一部改正
平成 29 年 4 月 1 日 改 正
令和 3 年 4 月 1 日 一部改正
令和 4 年 4 月 1 日 一部改正
令和 5 年 4 月 1 日 一部改正
令和 7 年 4 月 1 日 一部改正
令和 7 年 7 月 1 日 一部改正